

第 3 号被保険者の記録不整合問題に対する今後の対応について
(大臣談話)

平成 23 年 3 月 2 日
厚生労働大臣

第 3 号被保険者の記録不整合問題（以下、本件）は、昭和 61 年 4 月に第 3 号被保険者制度が創設されたことに端を発している。

第 3 号被保険者制度は、被保険者に届出義務があり、届出によって年金受給権を得るものである。

本件は、被保険者自身が法律で定められた資格変更等の届出を行っていなかったこと、制度の周知徹底や届出漏れがあった場合の旧社会保険庁の対応が不徹底であったこと、被保険者の裁定請求時に旧社会保険庁が配偶者記録との照合作業等の事務を的確に行っていなかったこと等に起因している（詳細は別紙参照）。

本件対象者は相当の人数に及ぶ可能性があり、既裁定者（年金受給者）の記録不整合を補正する場合には年金給付額の減額等の影響が出るほか、保険料を遡及して納付することを認める場合でも、既裁定者や被保険者の資力が十分でないために年金給付額の減額等の影響が発生すること等が想定される。

本件は平成 21 年秋に旧社会保険庁職員に対して行ったアンケート調査によって明らかになり、その後、厚生労働省内で対処策を検討し、年金記録回復委員会の助言も受けて、昨年 3 月 29 日に「運用 3 号」による対応を決定した。

本年 1 月 1 日から「運用 3 号」の対応を開始したが、「運用 3 号」の妥当性について、年金業務監視委員会において意見が提示されたことに加え、衆議院予算委員会においても指摘を受けた。このため、2 月 24 日に「運用 3 号」の対応を留保することとした。

その後、2 月 28 日に開催された総務省の年金業務監視委員会に厚生労働副大臣が出席し、これまでの経緯等について説明した。

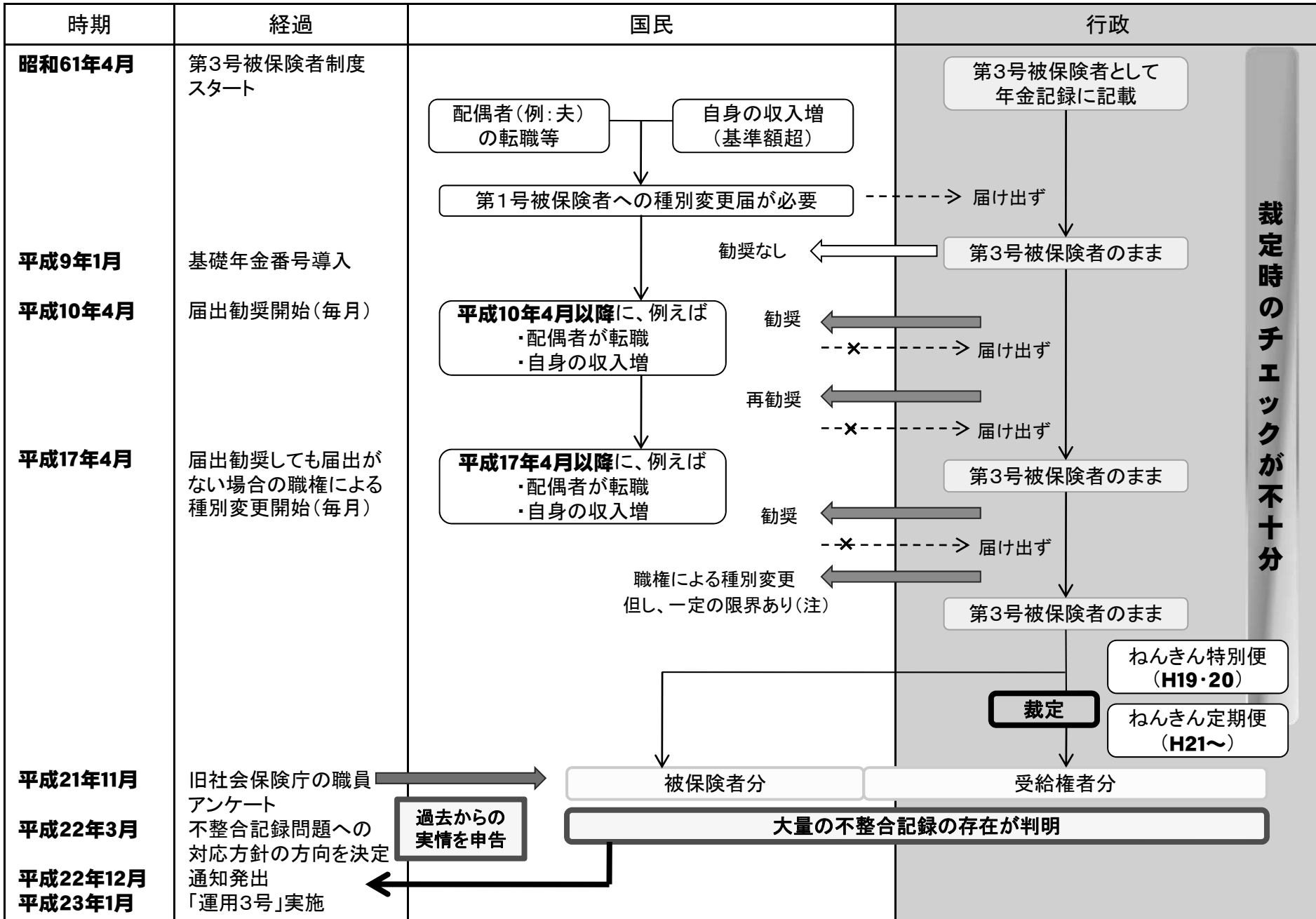
また、昨日（3 月 1 日）、官邸において、官房長官、総務大臣と意見交換を行うとともに、総務大臣からは、年金業務監視委員会委員長が遅くとも 3 月末を目途に同委員会としての見解を総務大臣に具申する考えである旨、報告を受けた。

こうした状況下、本件への今後の対応については、公平性の観点と救済の観点から 2 月 25 日に厚生労働大臣と総務大臣で整理した 7 つの点を踏まえて、厚生労働大臣に助言を行う立場にある年金記録回復委員会に意見を求めるとともに、年金事業の実施状況等について総務大臣に意見を述べる立場にある総務省の年金業務監視委員会の見解を求めつつ、総務大臣と厚生労働大臣で協議し、厚生労働大臣が決定する。

以 上

第3号被保険者制度を巡る経緯

(別紙)



裁定時のチェックが不十分

(注)「健康保険組合に加入している夫の扶養から外れた者」及び「住所が特定できない者」については、対応できていない。